

## 中国税務速報

2019年4月22日

### 1. 財政部 税務総局 国務院貧困援助企業の貧困援助寄附金の企業所得税控除政策に関する公告

貧困からの脱却を支援するため、企業の貧困援助への寄附金に係る企業所得税の税額控除政策について以下の通知を行います。

1) 2019年1月1日から2022年12月31日まで、企業が公益性の高い社会組織、若しくは県級（県級を含み）以上の人民政府及びその構成部門と直属機構を通じて、目標貧困脱却地区に用いられる貧困援助寄附金支出については、企業所得税の課税所得額を計算する時に控除することができます。また政策の実行期間内、目標貧困脱却地区が貧困脱却を実現した場合であっても、継続的に上述の政策を適用できます。

「目標貧困脱却地区」は832の国家貧困援助開発重点県、集中的に連続する特別貧困地区県（新疆阿克蘇地区6県1市は区域政策を享受する）と書類記録貧困村を含みます。

2) 企業は同時に貧困援助寄附金支出とその他公益性寄附金支出が発生し、公益性寄附金支出の年度控除限度を計算する時、上述条件を満たす貧困援助寄附金支出は計上しません。

3) 企業は2015年1月1日から2018年12月31日まで上述の条件に合い、発生した貧困援助寄附金支出について、企業所得税の課税所得額を計算する際に控除しなかった部分は、上述の企業所得税政策を執行できます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c4199190/content.html>

### 2. 国家税務総局による「中国税収住民身分証明」の関連事項を調整する公告

「中華人民共和国個人所得税法」及びその実施条例等の関連法律法規により、個人所得税改革を協力するため、国家税務総局は「中国税収住民身分証明」（以下「税収住民証明」と略称）の発行事項の一部を調整することを決めました。今回関連事項について以下の公告を行います。

1) 申請者はその企業所得税を主管する県税務局（以下主管税務機関と略称）に「税収住民証明」の発行を申請する必要があります。中国住民企業の国内、国外出先機関の場合は、その中国本社から本社の主管税務機関に申請します。パートナーシップ企業の場合は、その中国住民パートナーを申請者として、中国住民パートナーの主管税務機関に申請します。

2) 申請者は「税収住民証明」を申請する時、主管税務機関に以下の資料を提出します。

(1) 「中国税収住民身分証明」申請表

(2) 租税条約待遇収入を享受することに関する契約書、合意書、董事会・株主総会決議、関連支払証書等の証明資料

(3) 申請者は個人で、且つ中国国内に住所がある場合、戸籍・家庭・経済利益関係のため中国国内に習慣性居住する証明資料を提供します。申請者の身分情報、住所状況説明等の資料を含みます。

(4) 申請者は個人で、且つ中国国内に住所がなく、一つの納税年度内中国国内に居住累計日が183日を満たす場合、中国国内の実際の居住時間の証明資料を提供します。これには出入国情報等の資料を含みます。

(5) 国内、国外支社はその本社を通じて申請を提出する時、本社・支社の登録状況を提供する必要があります。

(6) 共同企業が中国住民パートナーを申請者として申請を提出する場合、共同企業の登録状況を提供する必要があります。

上述の資料は中国語で提出する必要があります。関連資料原本が外国語の場合、同時に中国語訳本を提供する必要があります。また申請者が主管税務機関に上述の資料のコピーを提供する場合、コピーに捺印若しくはサインする必要があります。主管税務機関は原本を検査した上で、コピーを保存します。

- 3) 本公告は2019年5月1日から実施します。「国家税務総局による『中国税収住民身分証明』の発行の関連事項に関する公告」（国家税務総局公告2016年第40号公布、国家税務総局公告2018年第31号修正）第二条、第四条と添付ファイル1、添付ファイル2は同時に廃止します。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c4195742/content.html>

### 3. 国家税務総局による増値税改革を推進する関連事項の公告

増値税改革を推進する関連事項について以下の公告を行います。

- 1) 増値税一般納税者（以下納税者と略称）は増値税の税率が調整される前の、元の16%、10%の税率で赤字発票を発行する場合で、売上値引・中止・返還等の状況が発生するため赤字発票を発行する必要がある場合、元の税率で赤字発票を発行します。発行された発票に間違いがある場合、元の税率で赤字発票を発行した上、改めて正確な青字発票を発行します。
- 2) 納税者は増値税の税率が調整された前に増値税の課税販売行為が発生し、増値税発票を発行しなかった場合、増値税の発票を発行する必要がある場合は、元の税率で発行します。
- 3) 増値税請求書税金制御請求ソフト税率欄はデフォルトで調整後税率が表示されるため、納税者が本公告第1条、第2条に記載された状況が発生した場合、元適用税率を手動で選択する事で増値税請求書を発行することができます。
- 4) 税務総局は増値税発票税金統制発票発行ソフトの中の「商品とサービス税収分類コード表」を更新しました。納税者は更新された「商品とサービス税収分類コード表」により増値税発票を発行します。
- 5) 納税者は速やかに増値税発票税金統制発票発行ソフトのアップデートと自身の業務システムの調整を完成する必要があります。
- 6) 仕入税額をすでに控除した不動産について、非経常的な損失が発生し、若しくは使用目的が変わり、簡易税金計算方法の項目、増値税免除の項目、集団福利、若しくは個人消費に用いる場合、以下の公式で控除対象外仕入税額を計算します。当期の仕入税額から控除します。

控除対象外仕入税額＝控除した仕入税額×不動産純価値率

不動産純価値率＝（不動産純価値÷不動産取得原価）×100%

- 7) 規定により仕入税額を控除できない不動産について、使用目的が変わり、仕入税額を控除できる項目に用いる場合、以下の公式で、使用目的が変わる次月に控除対象仕入税額を計算します。

控除対象仕入税額＝増値税徴収証書に注記・計算された仕入税額×不動産純価値率

- 8) 「財政部 税務総局 税関総署による増値税改革を推進する関連政策の公告」（財政部 税務総局 税関総署公告2019年第39号）の規定により、追加控除政策が適用される生産、生活性サービス業納税者は、年度に初めて追加控除政策の適用を確認する時に、電子税務局を通じて（若しくは税務庁に行き）「追加控除政策を適用する声明」を提出する必要があります。追加控除政策を適用する納税者は、同時に郵政サービス、電子通信サービス、現代サービス、生活サービスを兼業する場合、四つのサービスの中に収入の割合が一番高い業種により、「追加控除政策を適用する声明」の中で所属業種を選択します。

- 9) 本公告は2019年4月1日から実施します。「不動産仕入税額分割控除暫定弁法」（国家税務総局公告2016年第15号公布）は同時に廃止されます。

#### 4. 財政部 税関総署 税務総局による一部の項目について税金返還政策を享受できる輸入天然ガス数量の調整に関する通知

「国務院による天然ガス協調の安定的な発展を促進する若干意見」（国発〔2018〕31号）の文書精神を貫徹するため、「財政部 税関総署 国家税務総局による 2011-2020 年期間天然ガスの輸入、及び 2010 年末前『中亜ガス』項目の天然ガスの輸入に比例して輸入付加価値税を返還する関連問題に関する通知」（財関税〔2011〕39号）と「財政部会 税関総署 国家税務総局による天然ガス輸入の税收優遇政策の調整の関連問題に関する通知」（財関税〔2013〕74号）の関連規定により、上述の政策の中の一部の項目につき、天然ガスを輸入する年間輸入規模を調整します。明細は以下のとおりです。

- 1) 2019 年 1 月 1 日から、浙江液化天然ガス項目を享受できる政策の輸入規模を 700 万トン/年に調整します。唐山液化天然ガス項目、天津液化天然ガス項目、広西液化天然ガス項目、天津浮体式液化天然ガス項目、上海液化天然ガス項目を享受できる政策の輸入規模を 600 万トン/年に調整します。
- 2) 浙江液化天然ガス項目、唐山液化天然ガス項目、天津浮体式液化天然ガス項目、上海液化天然ガス項目を享受できる政策の 2018 年度輸入量はそれぞれ 547.2 万トン、546.6 万トン、353.5 万トン、398.5 万トンです。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c4199178/content.html>

#### 5. 財政部 税務総局による中国国内住所がない個人の居住時間の判定標準に関する公告

改正された「中華人民共和国個人所得税法」と「中華人民共和国個人所得税法实施条例」を実行するため、今回中国国内住所がない個人（無住所個人と略称）の居住時間の判定標準について以下の公告を行います。

- 1) 無住所個人が一つの納税年度に中国国内の居住時間が累計 183 日を満たす場合、これまでの 6 年間の中国国内の累計居住時間が 183 日に満たし、且つ毎年一回の出国日数が 30 日を越えない場合、この課税年度は中国国内に加え国外からの所得に対して、個人所得税を納付する必要があります。これまでの 6 年間の年中国国内の累計居住時間が 183 日未満で、若しくは一回の出国日数が 30 日に越える場合、この課税年度は中国国外からの所得且つ国外機関・個人から支払われる所得に対して、個人所得税を免除します。

上述のこれまでの 6 年とは、この納税年度の前年から前の 6 年までの連続 6 年を指します。これまでの 6 年の開始年度は 2019 年（2019 年を含む）以後の年度から計算します。

- 2) 無住所個人が一課税年度において中国国内の累計居住日数は、個人の中国国内での累計滞在日数により計算します。中国国内に滞在の当日が 24 時を過ぎた場合、中国国内の居住日に計上します。中国国内に滞在の当日が 24 時を過ぎない場合、中国国内の居住日に計上しません。
- 3) 本公告は 2019 年 1 月 1 日から実施します。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c4148981/content.html>